

(仮称) 東海道まちづくり文化・交流拠点
基本計画

平成23年3月
川 崎 市

目次

第1章 基本計画の策定にあたって	1
(1) 川崎駅周辺地域における文化資源等を活用したまちづくり	1
(2) 文化・交流施設の位置づけ	2
(3) 計画予定地	3
第2章 拠点施設の整備方針	4
(1) 拠点施設の整備目的	4
(2) 拠点施設の整備方針	4
第3章 導入機能	5
(1) 導入機能の設定	5
(2) 主要な導入施設の想定	7
第4章 施設計画の考え方	8
(1) 機能配置計画の考え方	8
(2) 建築意匠計画の考え方	9
(3) 建築構造計画の考え方	10
(4) 環境計画の考え方	10
(5) バリアフリー（ユニバーサルデザイン）計画の考え方	10
第5章 管理運営の考え方	11
第6章 整備スケジュール	12

第1章 基本計画の策定にあたって

(1) 川崎駅周辺地域における文化資源等を活用したまちづくり

様々な計画や事業により広域的な拠点が形成されている川崎駅周辺では、東海道などをはじめとする、ふるさとの資源となる地域の歴史・文化などの資源が豊富に存在し、これらを活用したまちづくり活動が蓄積されてきていると共に、地域に身近な文化資源を活用したまちづくりを、市民と協働で展開することにより、地域の活性化を図ることが求められています。

このような状況の下、地域、文化、商業、観光及びまちづくり活動団体等の代表者によって構成される「川崎駅周辺地域文化資源活用まちづくり懇談会」での意見交換及びパブリックコメントを経て、平成23年2月に「川崎駅周辺地域における文化資源等を活用したまちづくりの考え方（以下、「まちづくりの考え方」といいます。）」を策定しました。

「まちづくりの考え方」では、基本的な考え方として、東海道などの地域に身近な文化資源等に、市民が愛着と誇りを持ち、その地域資源を活用したまちづくりを、市民と行政が協働で展開することにより、まちの賑わいを創出し、地域交流・コミュニティ活動を盛んにし、地域の活性化を図ることを理念としています。

また、「東海道などを活用した地域への愛着と誇りを育むまちづくりの推進」を目標に掲げ、これまでの市民協働による課題解決に向けた取組を引き続き推進し、地域交流・コミュニティの育成と継承に向け、市民と行政が連携して取り組んでいく市民協働の視点を示しました。

さらに、この目標を達成するため、5つのまちづくりの基本方針を定めました。

「まちづくりの考え方」における5つの基本方針

1 賑わいと歴史文化の融合による新たな川崎の魅力の創造と発信

- 【市民】文化資源等の活用と民間主導の観光事業推進
- 【行政】多様な広報戦略の展開
- 【協働】多様な主体による総合的な連携、地域資源の情報発信・展示

2 回遊しながら長く滞在できるまちの実現

- 【市民】まちなかのサインや多様な主体の連携による来街者の誘導、環境美化
- 【行政】駅東西地区の回遊性強化、交通結節点整備
- 【協働】広域的に滞留するための各主体の連携・協働事業・情報発信

3 川崎駅周辺の都市景観の形成

- 【市民】歴史と調和した和の心が感じられる魅力的なまちなみづくり
- 【行政】地域発意による景観の取組への支援・誘導
- 【協働】地域における取組の調整

4 地域の文化や歴史を伝える人材の育成

- 【市民】歴史・文化・観光に関する活動の推進、組織や地域リーダーの育成
- 【行政】歴史・文化・観光をきっかけとする人材育成の場づくり、地域交流支援
- 【協働】交流・エリアマネジメントの実践

5 まちの賑わいと人々の交流を高める拠点形成

- 【市民】楽しみ、味わうことのできる交流機会の創出、地域固有の催しなどの展開
- 【行政】地域交流と情報発信の場づくり
- 【協働】多様な主体の連携と情報発信、交流の場の運営

(2) 文化・交流拠点の位置づけ

「まちづくりの考え方」では、基本方針を踏まえた施策展開の方向として、これまでの市民協働による取組を引き続き推進しながら、地域交流とコミュニティ活動の活性化を図り、市民が主導して事業展開できるよう段階的に事業実施していくことをめざすこととし、まちづくりを先導するための事業を実施することを位置づけています。

まちづくりを先導するための事業は、「川崎の魅力創造発信事業」と「文化・交流拠点の整備事業」の2つの事業を掲げ、これらの事業を実施し、その効果を検証しながら、様々な事業に波及させ、段階的に基本方針を実現することで目標実現につなげていくこととしています。

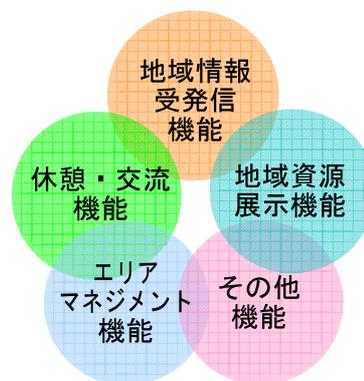
「まちづくりの考え方」における位置づけ

●文化・交流拠点の整備事業

東海道などを活用した地域への愛着と誇りを育むまちづくりの推進に向けて、まちの賑わいと人々の交流を高めるための先導的な事業として、文化・交流拠点の整備を進めます。

整備にあたっては、川崎の魅力の創造・発信や、地域活動・地域交流の拠点としての役割を果たす機能を導入するとともに、地域と連携した運営を検討していきます。

また、東海道沿道において文化・交流の連携を図りながら、まちの回遊性を広域的かつ効果的に向上させる結節点へ立地する計画とします。



文化・交流拠点の機能イメージ

このことを踏まえ、(仮称)東海道まちづくり文化・交流拠点は、川崎の魅力の創造・発信や、地域活動・地域交流の拠点として、地域に身近な文化資源を活用したまちづくりの推進に寄与することをめざして整備していきます。

(3) 計画予定地

「まちづくりの考え方」では、文化・交流拠点は「東海道沿道において文化・交流の連携を図りながら、まちの回遊性を広域的かつ効果的に向上させる結節点に立地する」こととしています。

一方、平成22年8月に策定した「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策基本計画」では、「市役所・新川通りにおける歩行者・自転車通行環境の整備」を施策の一つとして掲げており、市役所通りの路上駐輪場の代替施設として、川崎区本町地内に駐輪場の整備を計画しています。

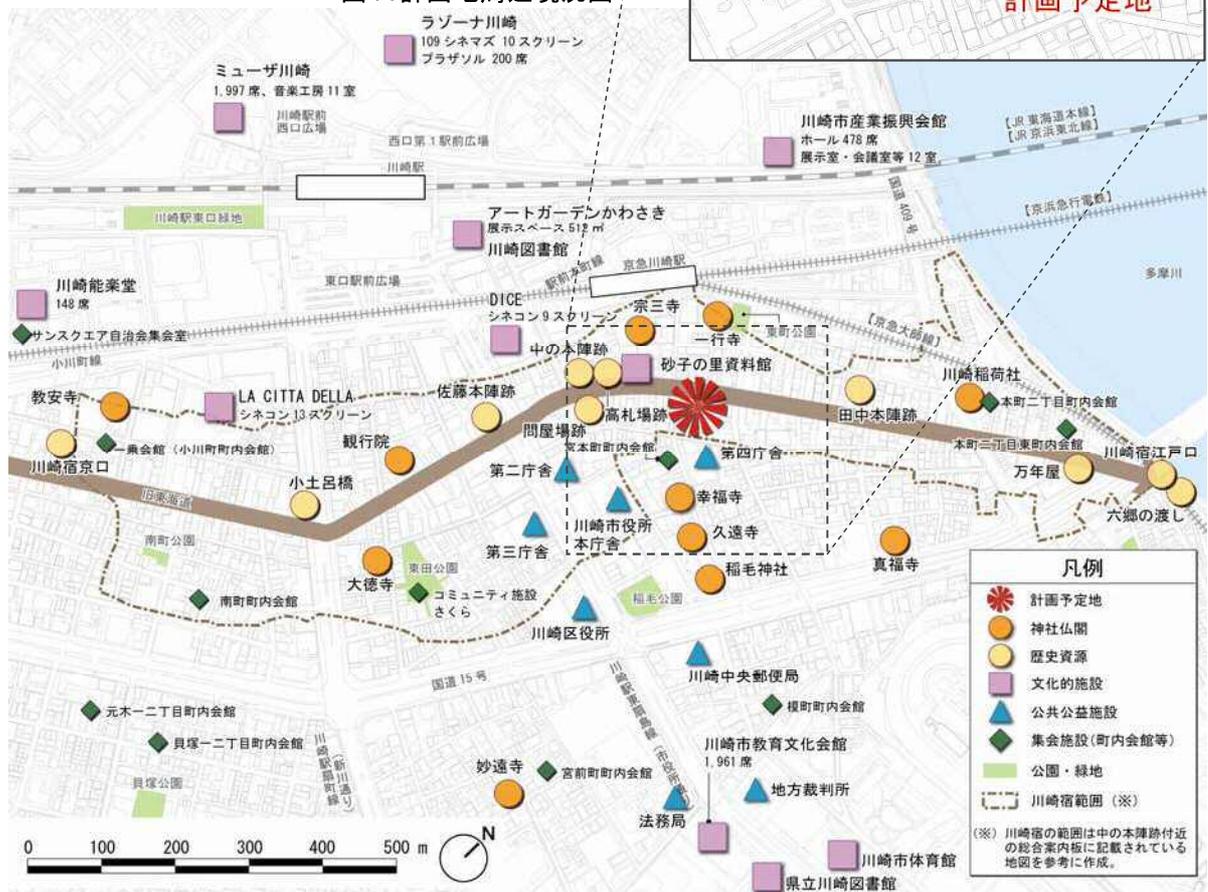
そこで文化・交流拠点施設の計画予定地は、東海道沿道の川崎区本町にある上下水道局旧川崎営業所分室敷地とし、駐輪場との複合施設として整備することとします。

計画予定地周辺には、数多くの歴史・文化資源や公共公益施設等が立地しており、これらを巡る回遊性の向上に資する拠点となることが望めます。

■計画予定地の概要

- 所在地 : 川崎市川崎区本町 1-8-4
- 地域地区 : 商業地域、防火地域
中央駐車場整備地区
- 法定容積率 : 500%
- 法定建蔽率 : 80%
- 高度規制 : なし
- 日影規制 : なし
- 敷地面積 : 約 660 m²

図1: 計画地周辺現況図



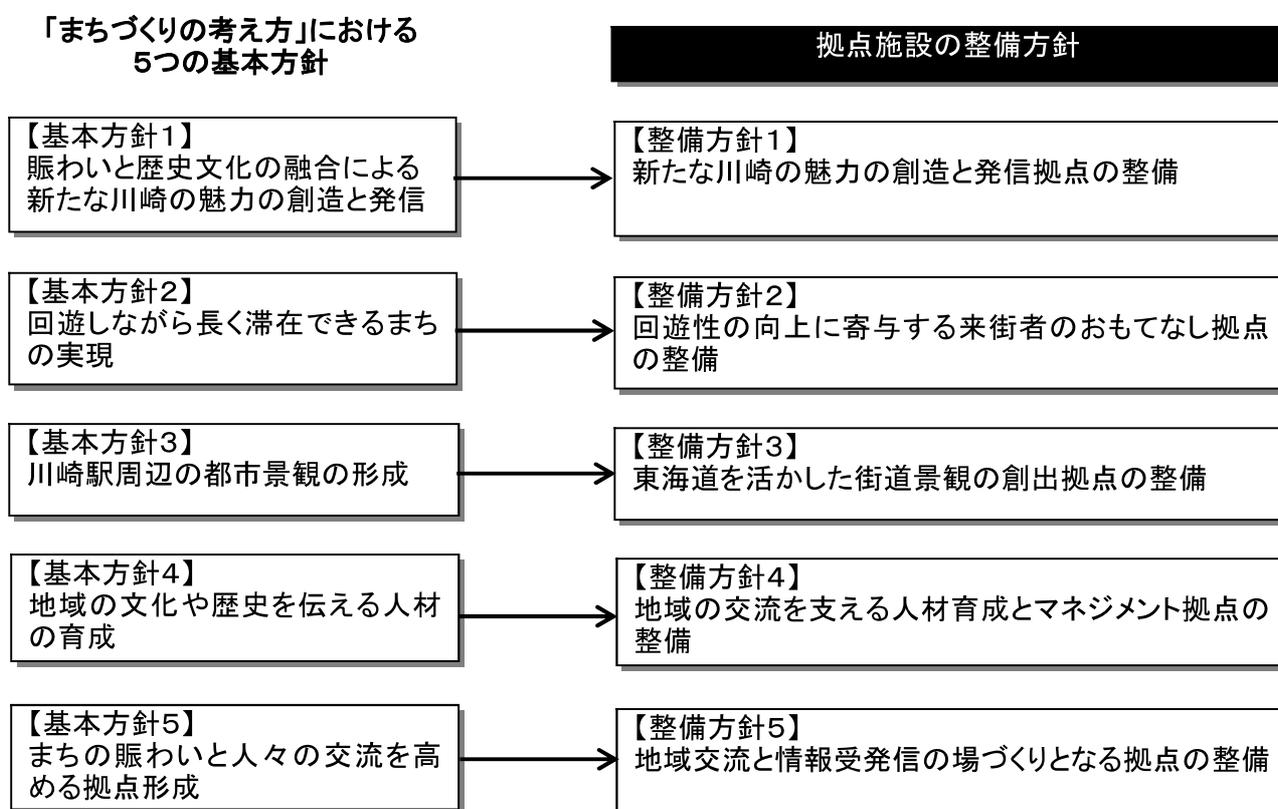
第2章 拠点施設の整備方針

(1) 拠点施設の整備目的

「まちづくりの考え方」に基づき、まちの賑わいと人々の交流を高め、地域の文化資源等を活用したまちづくりを推進するため、川崎の魅力の創造・受発信や、地域活動・地域交流の拠点となるような（仮称）東海道まちづくり文化・交流拠点を整備します。

(2) 拠点施設の整備方針

拠点施設の整備にあたっては、「まちづくりの考え方」で取りまとめた5つの基本方針に対応し、先導する事業として、市民が主導する事業展開へと効果的に展開できるよう、5つの整備方針として整理しました。



第3章 導入機能

(1) 導入機能の設定

拠点施設の整備方針を踏まえ、拠点施設として必要な機能を整理するとともに、地域住民の提案や意見を反映し、(仮称)東海道まちづくり文化・交流拠点施設には、(A) 地域情報受発信機能、(B) 地域資源展示機能、(C) 休憩・交流機能、(D) エリアマネジメント機能を導入することとします。

各導入機能に対応する必要施設を整理すると次のページの通りとなります。

拠点施設の整備方針を踏まえた導入機能

拠点施設の整備方針	拠点施設の整備方針を踏まえた展開	
①新たな川崎の魅力の創造と発信拠点の整備	地域文化資源に関する情報の受発信や展示、地域イベントの交流、民間主導の観光事業を推進する機能等 ○地域文化資源情報受発信・観光推進機能 → (A) ○地域文化資源展示機能 → (B) ○地域イベント交流機能 → (C)	(A) 地域情報受発信機能
②回遊性の向上に寄与する来街者のおもてなし拠点の整備	広域的なイベントでの連携、来街者に対するおもてなしや地域との交流を推進するための機能等 ○広域イベント連携・情報発信機能 → (A) ○来街者おもてなし・交流機能 → (C)	(B) 地域資源展示機能
③東海道を活かした街道景観の創出拠点の整備	街なみ景観の地域発意の取組等を広げるための機能等 ○街なみ景観普及・情報発信機能 → (A)	(C) 休憩・交流機能
④地域の交流を支える人材育成とマネジメント拠点の整備	郷土学習や活動組織の交流促進、地域の人材育成、さらにマネジメントなどの機能等 ○郷土研究・学習機能 → (B) ○活動組織交流活性化機能 → (D) ○地域活動人材育成機能 → (D) ○地域社会貢献活動支援機能 → (D) ○交流コーディネート機能 → (D)	
⑤地域交流と情報受発信の場づくりとなる拠点の整備	地域イベントの企画実施、地域名産の情報発信、地域コミュニティの交流を推進する機能等 ○地域イベント企画実施・情報受発信機能 → (A) ○地域名産品情報発信機能 → (A) ○地域文化学習・展示企画・運営機能 → (B) ○地域会合・コミュニティ交流推進機能 → (C) ○総合インフォメーション機能 → (D) ○拠点運営管理機能 → (D)	(D) エリアマネジメント機能

導入機能と必要施設

	地域情報展示処	地域情報提供処	お休み処（休憩所）	ふるさと文化展示の間 （ギャラリー）	収蔵庫	地域活動支援工房 （地域活動組織等事務室）	多目的会所 （多目的会議室）
<p>地域情報受発信機能</p> <p>地域の文化資源や店舗、名産品、観光資源、地域イベント等の地域情報の受発信を通じて、川崎の魅力をより多くの方に知っていただく機会を拡大し、地域の回遊性とそれに伴う活性化及び民間主導の観光事業の推進を図ります。</p>	●	●		●		●	●
<p>地域資源展示機能</p> <p>東海道川崎宿を初めとする地域の歴史・文化に関する貴重な資料を展示するギャラリー機能及び保存・管理を行う収蔵庫を整備し、ふるさとの文化の継承を目指します。また、ギャラリー機能は、地域の文化活動における作品等を一定期間展示することができるよう一般の市民にもその利用を開放し、地域文化の活性化を支援します。</p>	●			●	●		
<p>休憩・交流機能</p> <p>誰もが気軽に立ち寄ることのできる休憩所を提供し、街としてのおもてなしの心を表現すると共に、情報提供やコミュニケーションを通じて、地域の内外の人々の交流を促進します。また、地域の人々が利用する、タウンミーティング、習い事教室、イベント、講演等多様な目的で活用可能な空間を屋内外に確保し、地域文化の創出とコミュニティの形成を図ります。</p>		●	●			●	●
<p>エリアマネジメント機能</p> <p>コミュニティ活動組織や当施設の総合的な管理・運営を行う主体等の事務室機能を確保し、継続的なエリアマネジメントやまちづくりを推進する人材の育成、地域ニーズに対応した適切な施設運営を図ります。</p>						●	

(2) 主要な導入施設の想定

文化・交流拠点の占用面積は、施設共用部の階段やエレベーターを除き、約600㎡の規模を想定し、次のような主要な導入施設を想定します。

主要な導入施設の想定

施設名	内容等	備考
多目的会所 (多目的会議室)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流等に活用できる多目的会議室を設置し、パーティションにより、少人数による分割利用や、大人数による一体利用など、様々な利用ができるような工夫を行います。 ・さらに机や椅子の配置を検討することにより、地域の会合から講演やイベントまで、様々な利用が可能となります。 	
地域活動支援工房 (地域活動組織等事務室)	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアマネジメントを推進し、文化・交流拠点として地域情報発信や交流の場となるような事務室を設置します。事務机や椅子、棚、カウンター等の配置や仕様は、利用する組織に応じた対応ができるような工夫を行います。 	
ふるさと文化 展示の間 (ギャラリー)	<ul style="list-style-type: none"> ・展示ケース、ピクチャーレール等を効果的に配置し、展示壁面延長を確保できるような工夫を行ない、ふるさと文化を展示するギャラリー機能を設置します。ギャラリー機能は、付近の共用部の壁面等を有効活用するなど、施設全体で充実したものとなるように施設全体で様々な工夫を行います。 	
収蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと文化展示の間等のギャラリー機能の大きさに応じ、棚等を配置した収蔵庫を設置します。 	
お休み処 (休憩所)	<ul style="list-style-type: none"> ・東海道沿道を訪れた人々が気軽に休憩できるスペースとして、テーブル、ベンチ、壁面展示等を配置し、地域情報展示処や地域情報提供処の機能と連携したお休み処を設置します。 	
地域情報展示処	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報を展示するラックや情報機器を導入できる設備環境を整備し、お休み処としての機能と連携した文化・交流拠点の顔となる展示空間を設置します。 	お休み処 内に確保
地域情報提供処	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を訪れた方々に対して情報を提供する小カウンターや地域の名産品や観光情報等を提供する空間を配置し、地域情報の提供空間を設置します。 	

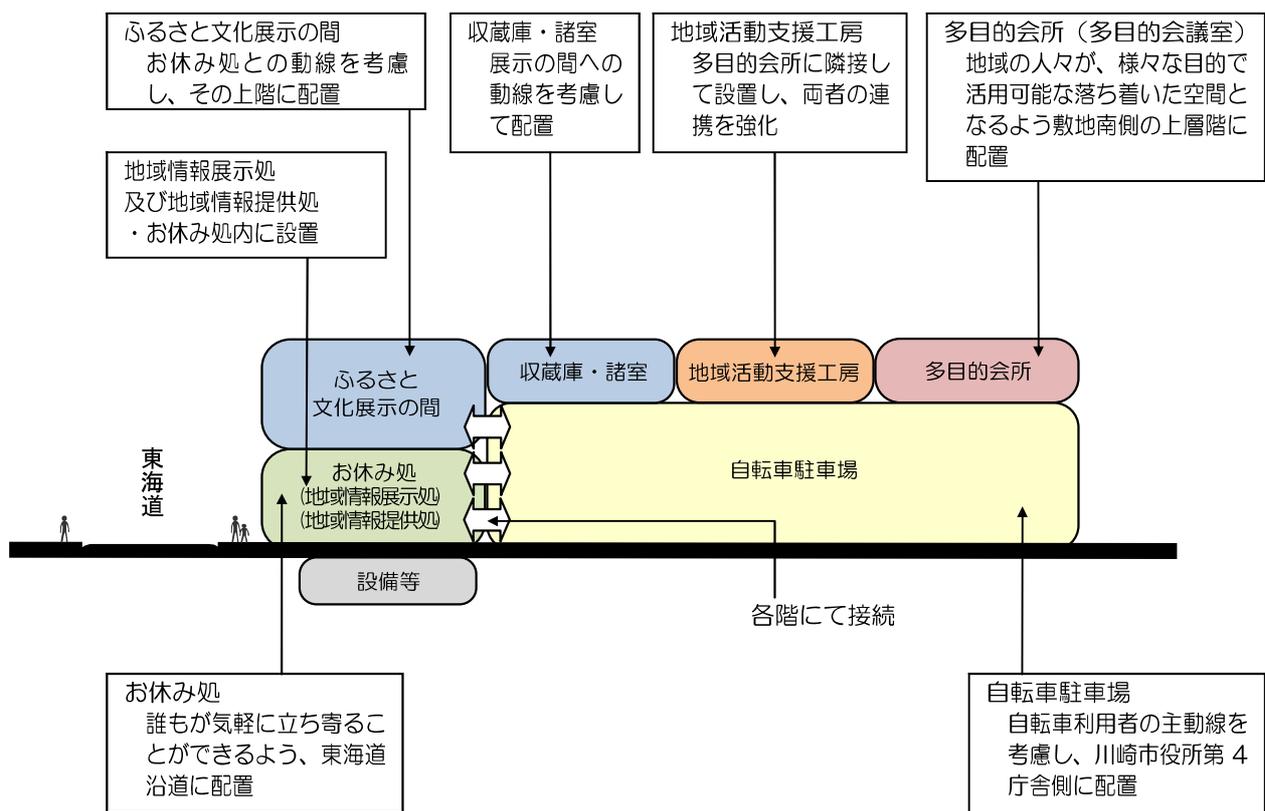
なお、複合施設としては、施設共用部の階段やエレベーター等(約300㎡~400㎡)を効率的に配置するとともに、自転車駐輪場(約900㎡~1,000㎡)を集約配置させ、施設全体で約1,800㎡~1,900㎡の規模を想定します。

第4章 施設計画の考え方

(1) 機能配置計画の考え方

- ・本計画予定地内には、文化・交流拠点と自転車駐車を合築して整備します。
- ・文化・交流拠点と自転車駐車場は、それぞれの利用者動線等の安全性を考慮するとともに、施設の管理・運営手法に配慮した計画とします。
- ・駅や東海道からの歩行者の動線や賑わいの連続性に配慮し、文化・交流拠点は東海道側に、自転車利用者の主動線を考慮し、自転車駐車場は川崎市役所第4庁舎側に配置します。
- ・採光、通風、遮音等、周辺環境にも配慮すると共に、東海道川崎宿としての景観形成に資する建物ボリューム・形状とします。
- ・「主要な導入施設の想定」で想定した諸室を、下図のような考えに基づき配置します。

図2: 機能配置のイメージ



(2) 建築意匠計画の考え方

東海道川崎宿を中心とした地域の歴史と文化を地域の誇りとし、次世代へと継承していくと共に、東海道を行き交う人々の目に留まり、多くの人に利用される施設とするために、次の考え方に基づき、施設のデザインを行います。

『和の心』を取り入れた街なみ景観づくり

東海道川崎宿の街なみや和風の意匠に配慮しながらも、かつての日本有数の街道筋における街なみづくりの精神、「和の心」を取り入れたデザインによる新たな街なみ景観づくりを推進します。

地域の歴史・文化の現代的解釈と反映

平入り切妻瓦屋根に板壁の2階建て建物が多かったかつての川崎宿の商家、公共施設の屋根形状やボリューム感を踏襲し、地域の歴史・文化を反映したデザインとします。また、防火性・耐震性等に優れた構造としつつも、外壁等は木の表情を残した優しさの感じられる仕上げとし、和のきめ細かいものづくりの精神を表現します。

町家的空間構成の再生

宿場町における代表的な建築様式である町家の空間構成をデザインに取り入れ、東海道沿道には「見世の間」に相当する賑わい空間を設け、そこから奥へと「通り庭」が伸びる空間構成とします。見世の間は、ガラスで覆い、開放的な設えとし、通り庭と一体となって、広々と感じることでできるエントランス空間を創出します。また、この通り庭は、京急川崎駅-東海道-第4庁舎-市庁舎-稲毛神社を結ぶ新たな歩行者回遊動線として活用されると同時に、隣接建物との緩衝空間として、採光や通風、遮音等に寄与するものとなります。



【空間イメージの例】

(3) 建築構造計画の考え方

- ・不特定多数の人の利用に供する施設であり、貴重な資料等を展示するギャラリー機能を有することからも、耐久性、耐震性、遮音性、気密性に優れた構造とします。
- ・内部空間の開放性と改修等の自由度を確保した構造計画とします。
- ・構造躯体の長寿命化を目指し、ライフサイクルコストの低減を図ります。

(4) 環境計画の考え方

- ・南向きの屋根面への太陽光発電パネルの設置など、自然エネルギーの利用を検討します。また、高効率機器を導入し、エネルギー効率を高め、CO₂排出量の抑制を図ります。
- ・壁面緑化や屋上緑化、建築物の断熱化、気密化等を検討し、省エネ性能を高め、空調負荷等の抑制を図ります。
- ・ハイサイドライト（壁面上部の窓）によって、昼光を敷地の奥深くまで導き、照明機器に頼りすぎない室内環境の創出を検討します。
- ・災害時には防災機能として有効に活用できるような施設整備を行います。

(5) バリアフリー（ユニバーサルデザイン）計画の考え方

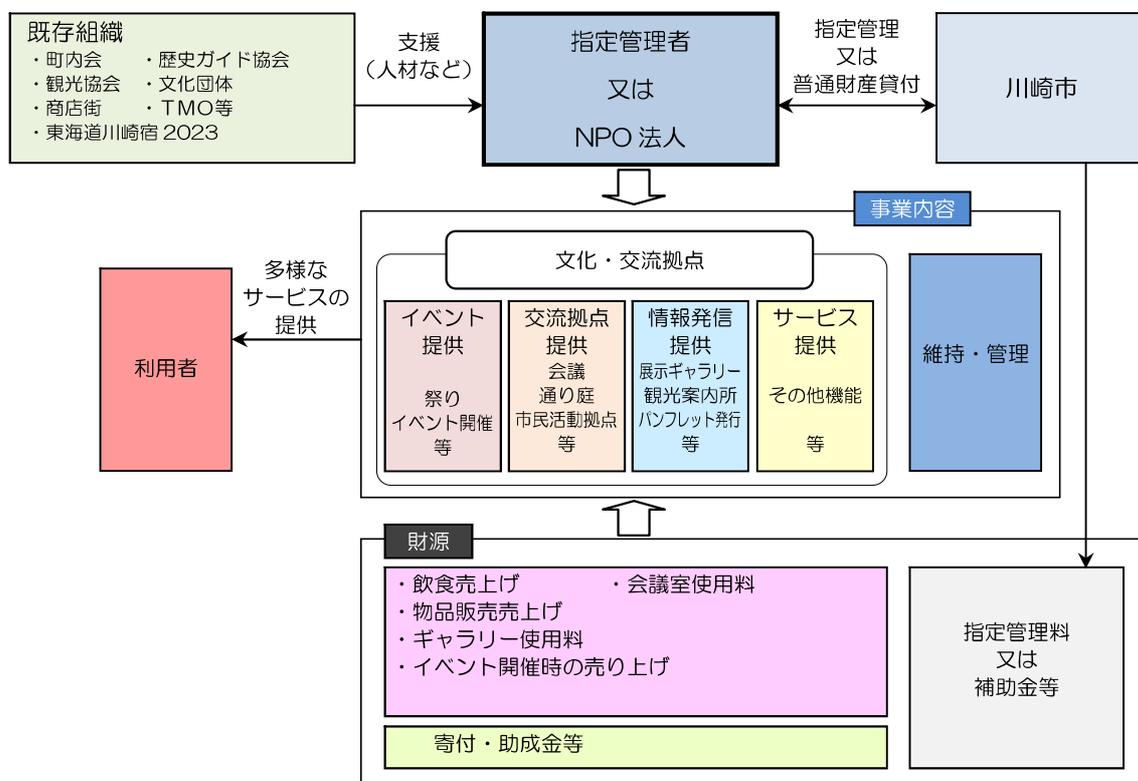
- ・車椅子利用者も利用可能なエレベーターを設置します。
- ・文化・交流拠点には、バリアフリー階段を設置し、足腰の弱い人も全ての階にアクセスしやすい配慮を行います。
- ・お休み処のある1階及び地域活動工房、多目的会所のある4階には、多機能トイレを設置します。
- ・自転車駐車場各階において、施設間のセキュリティに配慮しながら文化・交流拠点との接続を確保し、自転車利用者も文化・交流拠点内の階段やエレベーター、トイレ等を利用することができるように配慮します。施設間の連携にあたっては、自転車利用者が文化・交流拠点に気軽に訪れ、新たな交流が生まれるように配慮していきます。
- ・その他、館内サイン等についても、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが利用しやすい施設の実現を目指します。

第5章 管理運営の考え方

文化・交流拠点の管理運営方法としては、市民活動と連携し、市民が主導して事業展開できるような施設運営を行うために、「指定管理者制度による公の施設の運営方式」と「普通財産の貸付方式」の2つの方式を想定しています。

今後は、行政が施設整備、地域を中心とした組織が施設運営することによる役割分担など組織運営のあり方と合わせて管理運営手法を検討していきます。

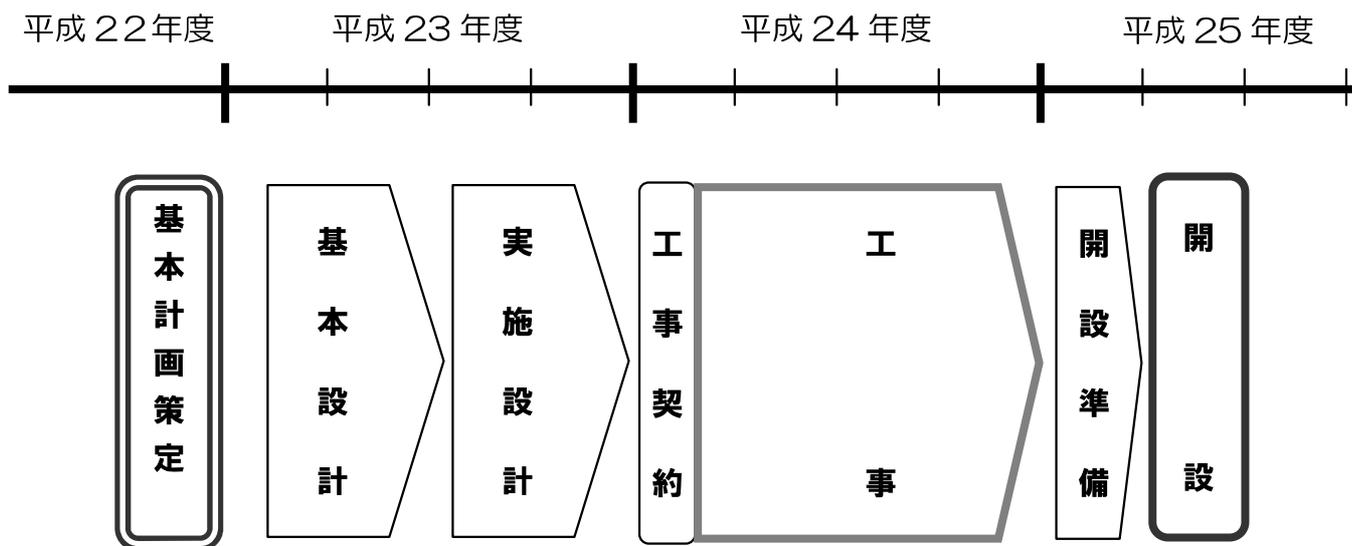
図3:管理運営イメージ



第6章 整備スケジュール

（仮称）東海道まちづくり文化・交流拠点の整備スケジュールは次のとおりです。

基本計画策定後、平成23年度に基本・実施設計を進め、平成24年度に着工し、建物の建設を進めるとともに、施設の管理や運営に必要な調整を行い、平成25年春の建物竣工後、同年秋までの開設に向けて、準備を進めます。



(仮称) 東海道まちづくり文化・交流拠点基本計画

平成23年3月

川 崎 市

(お 問 合 せ 先)

総合企画局公園緑地まちづくり調整室

電話：044-200-2347

FAX：044-200-3540